

# 指定ごみ袋の欠品に伴う 臨時的なごみ排出措置について

期間  
延長

指定ごみ袋が購入できない場合に限り、透明・半透明の袋でごみ出しできます

**実施期間延長：令和8年9月30日まで**

- ・指定ごみ袋をお持ちの場合は、引き続き指定ごみ袋をご使用ください。
- ・分別方法・収集曜日・収集回数に変更はありません。
- ・不要な買ひだめは控え、必要な分だけ購入してください。

## 使える袋



中身が見える  
透明または半透明の袋

## 使えない袋



クリーニング店  
のビニール袋  
**禁止**



スーパーマーケットの  
薄いロール型ポリ袋  
**禁止**



中身が見えない  
**禁止**



他の自治体の  
指定ごみ袋

## よくある質問

Q 指定ごみ袋がまだ手元に残っています。使ってもいいですか？  
A お手元にある指定ごみ袋をご利用下さい。

Q スーパーやコンビニのレジ袋を使ってもいいですか？  
A 臨時措置実施期間中については、中身が見える透明または半透明のレジ袋（5～30L相当のもの）であれば指定ごみ袋の代わりとして使用していただいても構いません。

お問い合わせ先 芦屋市市民生活部 環境・経済室  
環境施設課（環境処理センター）  
TEL 0797-32-5391

その他  
詳細は  
こちら→



芦屋市ホームページ